

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

平成十八年三月三十一日

山口県規則第六十九号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第十三条第四項、同条第六項第二号、第二十二條第二項、第二十六條第一項、同條第二項第七号、第二十七條第一項、第三十四條第一項から第三項まで、第三十五條第一項、第四十條第六項、第四十六條、第五十六條の二第一号及び第二号並びに第七十八條の二第二項並びに地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号。以下「政令」という。)第三十五條の規定に基づき、公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計について必要な事項を定めるものとする。

(平二九規則五・平三〇規則五七・令四規則二五・一部改正)

(監査報告の記載事項)

第二条 法第十三条第四項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法、他の法令、条例若しくは規則又は定款若しくは業務方法書、法第四十五條に規定する規程その他の規則(以下「法令等」という。)に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員(監事を除く。次号において同じ。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(平三〇規則五七・追加)

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

(平三〇規則五七・追加)

(業務方法書の記載事項)

第四条 法第二十二条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営に関する基本方針
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(平三〇規則五七・旧第二条繰下・一部改正)

(料金の上限の認可の申請)

第五条 法人は、法第二十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 料金の種類及び上限
- 二 料金の上限の額の設定の根拠
- 三 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- 四 料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由

(平三〇規則五七・旧第三条繰下)

(中期計画の認可の申請)

第六条 法人は、法第二十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、申請書に同項の中期計画(以下「中期計画」という。)を添えて知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(平三〇規則五七・旧第四条繰下・一部改正)

(中期計画に定める事項)

第七条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

三 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

四 法第四十条第四項の承認を受けた金額の使途

五 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(平三〇規則五七・旧第五条繰下)

(年度計画)

第八条 法第二十七条第一項の年度計画においては、中期計画において定められた事項のうち当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(平三〇規則五七・旧第六条繰下)

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成十六年総務省告示第二百二十一号。以下「会計基準」という。)に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(平三〇規則五七・旧第十条繰上、令五規則一八・一部改正)

(事業報告書の記載事項)

第十条 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人に関する基礎的な情報
- 二 財務諸表の要約
- 三 業務の実績に基づく説明
- 四 その他事業に関する事項

(平三〇規則五七・追加)

(財務諸表等の閲覧の期間)

第十一条 法第三十四条第三項の規則で定める期間は、六年とする。

(平三〇規則五七・一部改正)

(会計監査報告の記載事項)

第十二条 法第三十五条第一項の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
- イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

2 前項第四号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要があるもの又は財務諸表の内容のうち強調する必要があるものをいう。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(令四規則二五・追加)

(法第四十条第三項の規定による承認の申請)

第十三条 法人は、法第四十条第三項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする額

二 前号の額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する剰余がある事業年度の事業年度末の貸

借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

(令四規則二五・旧第十二条繰下)

(法第四十条第四項の規定による承認の申請)

第十四条 法人は、法第四十条第四項の規定による承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

(令四規則二五・旧第十三条繰下)

(納付金の納付の手続)

第十五条 法人は、法第四十条第五項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添えて、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。

(平三〇規則五七・一部改正、令四規則二五・旧第十四条繰下)

(短期借入金の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由

二 短期借入金の額

三 借入先

四 短期借入金の利率

五 短期借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

(令四規則二五・旧第十五条繰下)

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十七条 法人は、法第四十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

三 譲渡の対価、担保の提供に係る債権の価額その他の取引条件

四 譲渡又は担保の提供の方法

五 譲渡又は担保の提供をしても法人の業務の運営に支障がないと認める理由

(令四規則二五・旧第十六条繰下)

(県の出資に係る土地及び建物の譲渡等に関する協議)

第十八条 法人は、県の出資に係る土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

(令四規則二五・旧第十七条繰下)

(特定償却資産の指定)

第十九条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を特定償却資産(会計基準第一章第十二節第八十七第一項の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、法人が償却資産を取得するまでの間に限り行うことができるものとする。

(平二九規則五・旧第十八条繰下・一部改正、平三〇規則五七・旧第十九条繰上、令四規則二五・旧第十八条繰下・一部改正、令五規則一八・一部改正)

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る内部組織)

第二十条 法第五十六条の二第一号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(平三〇規則五七・追加、令四規則二五・旧第十九条繰下)

(再就職者による法令等違反行為の依頼の届出等に係る管理又は監督の地位)

第二十一条 法第五十六条の二第二号の規則で定める管理又は監督の地位は、役員に相当するものとして知事が定めるものとする。

(平三〇規則五七・追加、令四規則二五・旧第二十条繰下)

(出資の認可の申請)

第二十二条 法人は、法第七十七条の三の規定による認可を受けようとするときは、次に掲

げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事業所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所)
- 二 出資に係る財産の内容及び評価額
- 三 出資を行う時期
- 四 出資を必要とする理由
- 五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 出資先の定款その他の基本約款(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書)又はこれに準ずるもの
- 二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(平三〇規則五七・追加、令四規則二五・旧第二十一条繰下)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する報告書の記載事項)

第二十三条 法第七十八条の二第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- 二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

(平三〇規則五七・追加、令四規則二五・旧第二十二條繰下)

(長期借入金の認可の申請)

第二十四条 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 長期借入金の額

三 借入先

四 長期借入金の利率

五 長期借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書類を添えなければならない。

(平二九規則五・追加、平三〇規則五七・旧第二十条繰下、令四規則二五・旧第二十三条繰下)

(公立大学法人債券の発行の認可の申請)

第二十五条 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による政令第二十六条に規定する公立大学法人債券(以下単に「公立大学法人債券」という。)の発行の認可を受けようとするときは、公立大学法人債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 発行を必要とする理由

二 政令第二十八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 公立大学法人債券の募集の方法

四 発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、公立大学法人債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 作成しようとする公立大学法人債券申込証

二 公立大学法人債券の発行により調達する資金の用途を記載した書類

三 公立大学法人債券の引受けの見込みを記載した書類

(平二九規則五・追加、平三〇規則五七・旧第二十一条繰下、令四規則二五・旧第二十四条繰下・一部改正)

(償還計画の認可の申請)

第二十六条 法人は、法第七十九条の四の規定による認可を受けようとするときは、法第二十七条第一項前段の規定による届出後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限

四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法人が償還計画の変更の認可を受けようとするときについて準用する。この場合において、同項中「法第二十七条第一項前段の規定による届出後遅滞なく」とあるのは、「その都度」と読み替えるものとする。

(平二九規則五・追加、平三〇規則五七・旧第二十二条繰下、令四規則二五・旧第二十五条繰下)

(土地等の貸付けの認可の申請)

第二十七条 法人は、法第七十九条の五の規定による認可を受けようとするときは、次に掲

げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 貸し付けようとする土地等(土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。以下同じ。)の所在
- 二 貸付けの方法及び期間
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法人の土地等の貸付けに関する規程
- 二 貸し付けようとする土地等の配置及び規模を示す図面
- 三 貸付けに係る契約書案
- 四 その他知事が必要と認める書類

(令三規則三二・追加、令四規則二五・旧第二十六条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初の中期計画については、第四条第一項中「同項の中期計画(以下「中期計画」という。)の期間の最初の事業年度の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。
- 3 法第六十六条の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、この規則の施行の日に、第十八条第一項の規定による指定があったものとみなす。

附 則(平成二九年規則第五号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第五七号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。